

政治と国家

- [1] 人びとのあいだに生じる紛争や利害の対立を調整したり、社会秩序をつくり、それを維持する活動のことを何というか。
- [2] 人間は孤立しては生きられず、社会のなかで生きるものである、というアリストテレスのことばを答えなさい。
- [3] 秩序と安全を保障し、社会生活を円滑にするため、個人や各種の社会集団の利害を調整し、それらに対して最高の支配力と機能をもつ政治的集団を 何というか。
- [4] 国家を構成する基本要素を三つ答えなさい。
- [5] 国家や地方公共団体が、その秩序の維持や、構成員の利害の調整のために行使する強制力を何というか。
- [6] 国内的には、国の政治のあり方を最終的に決定する権力のことであり、対外的には、独立性や最高性を意味する権力の総称を何というか。
- [7] 君主が国の政治のあり方を決定するという政治原理を何というか。
- [8] 国民が政治のあり方を決定するという政治原理を何というか。
- [9] 16世紀フランスの思想家で、その著『国家論』で主権という概念を明らかにしたのはだれか。
- [10] 共通の文化や言語をもつ集団を基本にしてなりたっている国家のことを何というか。
- [11] 夜警国家観に立つ政府のことを何というか。小さな政府ともいう。
- [12] 近代初期には、国家は治安や国防など最小限の役割をはたすべきで、過度に国民生活に介入すべきではないとされた。こうした国家を何というか。
- [13] 現代の資本主義国家は、社会保障政策などにより積極的に国民の生活を安定させようと努力している。20世紀に入って登場してきた、このような国家を何というか。
- [14] 法や道徳、慣習、宗教など、社会生活を営んでいくうえで守るべき、きまりのことを何というか。
- [15] 強制力をもっている社会規範を何というか。他の社会規範と異なり、これは権利・義務という形態をとる。おもに外にあらわれた行為を規制する。
- [16] 「法とは最低限の道徳なり」という言葉で有名なドイツの学者を答えなさい。
- [17] 人間の良心と、守らなければならないとする義務観念によってささえられている社会規範を何というか。
- [18] 一定の立法手続きにしたがって制定され、文書の形式をそなえた法を何というか。
- [19] 一定の手続きにしたがって制定された法以外の、すべての法を何というか。成文法以外の法。
- [20] 不文法のなかで、もっとも重要な法を二つ答えなさい。
- [21] 伝統的なきまりが、無自覚な状態のままで比較的良好に守られていると、人びとはそのきまりを法にかなったものと認めるようになる。このようなきまりのことを何というか。
- [22] 裁判所の判決として繰り返し出されたものが、法的拘束力をもつようになったものを何というか。
- [23] 国の最高法規であり、すべての法の頂点に位置するものを何というか。内容的には人権保障と、権力行使の限界とを明らかにしているもの。
- [24] 日本において、もっとも基本的な六つの法は六法とよばれている。六法に含まれるものを二つ答えなさい。
- [25] おもに国家と国民との関係を規制する法を何というか。
- [26] 憲法以外に、公法の代表的な法を二つ答えなさい。
- [27] 公法に対し、おもに国民相互の関係を規制する法を何というか。
- [28] 手形法以外に、私法の代表的な法を二つ答えなさい。
- [29] 私法と公法との中間的な性格をもつ法を何というか。
- [30] 生活保護法以外に、社会法の代表的な法を二つ答えなさい。
- [31] 国会の議決で制定される法を何というか。
- [32] 国会の議決をへないで、もっぱら行政機関によって制定される法を何というか。これは、かならず法律にもとづいていなければならない。
- [33] 内閣が制定する命令を何というか。
- [34] 最高裁判所や衆議院・参議院、行政委員会などは、内部の規律や手続きなどに関して、法を制定することができる。こうした法のことを何というか。
- [35] 地方公共団体の議会によって制定される法を何というか。
- [36] いつの時代であっても、どこでも、だれでも守らなければならない法を何というか。人間の理性にかなった法。
- [37] 自然法に対して、議会の立法作用や慣習・判例などによって作りだされた法を何というか。
- [38] 中世以来のイギリスの慣習法を何というか。13世紀に、権力者といえどもこの慣習法にしたがわなければならないとする原則ができた。
- [39] 「国王といえども、神と法の下にある」ということばで有名な、13世紀イギリスの裁判官はだれか。
- [40] コモン・ローを背景にして、17世紀イギリスで発達した原則を何というか。政治は、権力者の恣意によってではなく、法にもとづいておこなわれなければならないとい

- [41] イギリスで法の支配という考え方が発達したのは何世紀か。
- [42] 「国王といえども、神と法の下にある」というブラクトンの言葉を引用して、人の支配を否定し、法の支配を説いた17世紀イギリスの裁判官はだれか。
- [43] ブラクトンやコークによって確立された「法の支配」の原則を、さらに理論的に深めた19世紀イギリスの憲法学者はだれか。
- [44] 法の支配の原則は、二つの考え方を含んでいる。一つは権力行使を法によって拘束することである。もう一つは何か。
- [45] 法の支配の原則は、アメリカで民主的制度として確立された。法の支配の原則を徹底する、民主的制度とは何か。
- [46] イギリスでは、違憲立法審査制度が採用されていない。なぜか、その理由を答えなさい。
- [47] 「法の支配」の法とは、どのような法を前提にしているか答えなさい。
- [48] 19世紀のドイツで発達してきた原則で、権力者は法律にもとづき、法律にしたがって政治をおこなうべきであるという考え方を何というか。
- [49] ドイツで法治主義が発達したのは何世紀か。
- [50] 「法治主義」の場合の法とは、どのような法を前提にしているか。
- [51] 法治主義の場合、だれに対する拘束に力点がおかれるか。
- [52] 大日本帝国憲法(明治憲法)のもとでの「法による政治」は、どこの国のどのような考え方にもとづいていたか。
- [53] 法の支配の確立過程は、王権の制限の過程である。と同時に、法の支配はどのような権利の確立過程とつながっていたか。
- [54] 政治権力の正統性を「伝統的支配」、「カリスマ的支配」、「合法的支配」の三つに分類し、「合法的支配」がもっとも正統性をもつと主張した、ドイツの社会学者はだれか。
- [55] ドイツの社会学者マックス＝ウェーバーは、権力の正統性を三つに分類した。その三つとは何か。
- [56] 支配層の内部にいる個人や集団が、非合法的・武力的手段を用いて、正当な権力者から権力を奪うことを何というか。権力者の不意をついておこなわれる。

政治と国家 [模範解答]

- | | | |
|-----------------|------------------|----------------------|
| [1] 政治 | [21] 慣習法 | [41] 17世紀 |
| [2] 人間は社会的動物である | [22] 判例法 | [42] エドワード＝コーク |
| [3] 国家 | [23] 憲法 | [43] ダイシー |
| [4] 領土・国民・主権 | [24] 刑法 民事訴訟法 | [44] 国民の権利や自由を保障すること |
| [5] 権力(政治権力) | [25] 公法 | [45] 違憲立法(法令)審査制度 |
| [6] 主権 | [26] 刑法 行政法 | [46] 不文憲法の国であるから |
| [7] 君主主権 | [27] 私法 | [47] 自然法 |
| [8] 国民主権 | [28] 商法 民法 | [48] 法治主義 |
| [9] ボーダン | [29] 社会法 | [49] 19世紀 |
| [10] 民族国家 | [30] 労働基準法 独占禁止法 | [50] 実定法(法律) |
| [11] 安価な政府 | [31] 法律 | [51] 被治者(国民) |
| [12] 夜警国家 | [32] 命令 | [52] ドイツ・法治主義 |
| [13] 福祉国家 | [33] 政令 | [53] 人権の確立 |
| [14] 社会規範 | [34] 規則 | [54] マックス＝ウェーバー |
| [15] 法 | [35] 条例 | [55] 伝統的支配・ |
| [16] イエリネック | [36] 自然法 | カリスマ的支配・ |
| [17] 道徳 | [37] 実定法 | 合法的支配 |
| [18] 成文法 | [38] コモン＝ロー | [56] ケーデタ |
| [19] 不文法 | [39] ブラクトン | |
| [20] 慣習法 判例法 | [40] 法の支配 | |